

## 協 定 書

一宮町立小学校及び中学校の施設の開放(以下「学校開放」という。)の利用方法について一宮町教育委員会(以下「甲」という。)と学校施設利用団体(以下「乙」という。)の間において下記のとおり協定する。

### 記

(目的)

第1条 学校開放の円滑な運営を図ることを目的とする。

(施設)

第2条 一宮町立小中学校の運動場及び体育館・その他の施設

(管理責任)

第3条 学校開放の管理責任は甲が負う。ただし、事故等発生したときは、規則第12条によりその処理等全てにわたり乙が責任を負うものとする。

(利用方法)

第4条 乙は規則に定める学校開放の目的及び内容を十分確認した上、正しい利用をするものとする。

(協調)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはその都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 一宮町教育委員会

Ⓜ

乙 団体名

代表者住所

代表者氏名

Ⓜ